備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年４月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年４月 21 日

経済産業大臣　茂木　敏充

記

廃止された日本工業規格

検査用親円筒歯車	B 1751
型鍛造ハンマ用ダイブロック	B 6470
型鍛造プレス用ダイブロック	B 6471
亜酸化鉛さび止めペイント	K 5623
シアナミド鉛さび止めペイント	K 5625

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都港区虎ノ門四丁目３番１号**昭和電線ケーブルシステム株式会社**の工場財団に相模原市中央区南橋本四丁目１番１号昭和電線ケーブルシステム株式会社相模原工場及び三重県いなべ市北勢町麻生田字下野1326番地１昭和電線ケーブルシステム株式会社三重工場及び宮城県柴田郡柴田町大字船岡字鍋倉１番地２昭和電線ケーブルシステム株式会社仙台工場及び愛知県豊川市御津町佐脇浜字２号地１番地10昭和電線ケーブルシステム株式会社愛知工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年４月 21 日

横浜地方法務局相模原支局

東京都千代田区丸の内３丁目１番１号東京共同会計事務所内**ＳＧＥＴ佐賀メガソーラー合同会社**の工場財団に三養基郡上峰町大字堤字二本松3131番４ＳＧＥＴ佐賀メガソーラー発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年４月 21 日

佐賀地方法務局鳥栖出張所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 21 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年10月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　村中建設株式会社　村中美紀夫　福井県福井市日之出３－２－１　国土交通大臣許可（特―23）第24197号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 21 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年11月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トウペ　塩飽　博以　大阪府堺市西区築港新町１－５―11　国土交通大臣許可（般―21）第23405号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年11月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 21 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年11月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　八光海運株式会社　足立　敏己　大阪府南河内郡河南町一須賀453―１　国土交通大臣許可（特―21）第23117号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年11月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 21 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年11月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サニコン　西　賢太郎　大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３―345　国土交通大臣許可（般特22）第10600号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年11月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 21 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年12月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三景産業株式会社　進藤　弘治　大阪府大阪市淀川区西中島７―１―５　国土交通大臣許可（般特―22）第23690号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年12月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月 21 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年12月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社京阪神グリーン　木山　　総　大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝２―13―２　国土交通大臣許可（特―24）第9958号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年12月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。